平成２４年（フ）第１９号
山口県周南市緑町１丁目40番地　みどりコーポ101号、開始決定時の住所山口県周南市城ケ丘５丁目７番36号
破産者　江口　光則
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第８６号
熊本県玉名郡玉東町大字白木1929番地１
破産者　志水　彰典
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第４８号
熊本県玉名市岱明町浜田2916番地７
破産者　村上たえこ
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第８２７号
福岡市早良区室見５丁目８番７―405号
破産者　野津原誠彦
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０２号
佐賀県伊万里市大川町大川野2949番地
破産者　馬場崎美和
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１２５号
長野県松本市井川城２丁目３―45　ラフィーネＴ―Ｂ101号室、住民票上の住所長野県松本市梓川倭2188番地９
破産者　原田　晃秀
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３８０号
福岡県うきは市吉井町707番地16
破産者　飯田　英樹
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９８号
福岡県久留米市青峰１丁目18番14号
破産者　吉本　博光
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１５０３号
札幌市白石区北郷２条３丁目４番10号　ハイツノースタウン205号
破産者　藤谷　好春
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４４号
宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山５番９野外活動センター８―11、住民票上の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字韮ヶ森74番地の３
破産者　阿部　栄子
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４１９号
仙台市青葉区川平２丁目11番20号、開始決定時の住所仙台市若林区南小泉２丁目１番28号
破産者　小出　文信
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３８４号
埼玉県越谷市千間台東１丁目１番地６　クオレ千間台706号、旧住所埼玉県北本市二ツ家１丁目333番地　ハイデンス１―437
破産者　中里　弘子
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
新潟市中央区弁天橋通２―29―７　レオパレスオーパス304、住民票上の住所新潟市東区白銀１丁目17番地９
破産者　浅野　　勉
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９５号
新潟市北区川西３丁目７番28号
破産者　松山　博夫
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３２号
新潟市江南区所島２丁目５番36号
破産者　東城　　実
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６号
福岡県糟屋郡宇美町大字井野216番地１ヴァンクリーフＳｅｒｉ　203号
破産者　宮部　　聖
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３０号
宮崎県児湯郡川南町大字平田1477番地30米田アパート101号室
破産者　小田　知穂（旧姓河野）
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０９号
宮崎市吉村町江田原甲311番地６　ヴァン・ヴェール檜101号
破産者　山口　睦子
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８号
山形県鶴岡市海老島町11番35―３号、開始決定時の住所山形県鶴岡市睦町６番10号
破産者　田村　與吉
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部